

育児又は介護を行う四日市市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第9号

育児又は介護を行う四日市市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則の一部を改正する規則

育児又は介護を行う四日市市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則(平成11年四日市市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)</p> <p>第3条 <u>条例第4条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>2 <u>職員は、早出遅出勤務請求書により早出遅出勤務を請求する1の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明</u></p>	<p>(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)</p> <p>第3条 <u>職員は、早出遅出勤務請求書により早出遅出勤務を請求する1の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、あらかじめ条例第4条の2第1項の規定による請求を行うものとする。</u></p>

らかにして、あらかじめ条例第4条の2第1項の規定による請求を行うものとする。

3 (略)

4 (略)

5 条例第4条の2第1項第2号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

第4条 条例第4条の2第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に

2 (略)

3 (略)

4 条例第4条の2第1項第2号に規定する規則で定めるものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第19条第3号に規定する事業における相互援助活動を行う場所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項に規定する地域生活支援事業として実施する日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は文部科学省の補助事業である学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所にその子(各事業を利用するものに限る。)を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員とする。

第4条 条例第4条の2第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に

は、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 及び(2) (略)

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等(条例第4条の2第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下、同じ。)が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 及び 3 (略)

4 前条第4項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第6条 (略)

は、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

(4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2 及び 3 (略)

4 前条第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第6条 (略)

2 (略)

3 第3条第4項の規定は、条例第4条の3第1項の規定による請求について準用する。

第7条 条例第4条の3第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)及び(2) (略)

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2及び3 (略)

4 第3条第4項の規定は、前項の届出

2 (略)

3 第3条第3項の規定は、条例第4条の3第1項の規定による請求について準用する。

第7条 条例第4条の3第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)及び(2) (略)

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

(4) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

2及び3 (略)

4 第3条第3項の規定は、前項の届出

について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条 (略)

2から4まで (略)

5 第3条第4項の規定は、条例第4条の3第2項又は第3項の規定による請求について準用する。

第9条 条例第4条の3第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第4条の3第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合

2から4まで (略)

について準用する。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条 (略)

2から4まで (略)

5 第3条第3項の規定は、条例第4条の3第2項又は第3項の規定による請求について準用する。

第9条 条例第4条の3第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)から(3)まで (略)

2から4まで (略)

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 第3条から前条まで(第3条第5項、第4条第1項第3号から第5号まで、第5条、第7条第1項第3号から第5号まで並びに前条第1項第3号から第5号までを除く。)の規定は、条例第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第4条第1項第1号、第7条第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4条第1項第2号、第7条第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第8条第2項中「同条第2項又は第3項に」とあるのは「それぞれ同条第2項に規定する支障の有無又は同条第3項に」と、同条第3項中「条例第4条の3第2項又は第3項の」とあるのは、「条例第4条の3第3項の」と、「同条第2項又は第3項に」とあるのは、「同項に」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第10条 第3条から前条まで(第3条第4項、第4条第1項第3号及び第4号、第5条、第7条第1項第3号及び第4号並びに前条第1項第3号を除く。)の規定は、条例第12条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第4条第1項第1号、第7条第1項第1号及び前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4条第1項第2号、第7条第1項第2号及び前条第1項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第8条第1項から第3項まで及び第5項中「条例第4条の3第2項又は第3項の」とあるのは「条例第4条の3第3項の」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第4条の3第2項の規定による請求に係る期間と条例第4条の3第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「同条第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」と、前条第1項及び第2項中「条例第4条の3第2項又は第3項」とあるのは「条例第4条の3第3

項」と、「次の各号」とあるのは「前項  
第1号又は第2号」と、同条第2項中「こ  
れら」とあるのは「同項」と読み替える  
ものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(総務部人事課)